

組合ニュース

発行：2013年4月4日

大分大学教職員組合

TEL・FAX：097-554-7998

E-Mail: oitauu@fat.coara.or.jp

早期の労使協定締結に向けて 法人は合意を見出す努力を

労使協定が締結されていない理由

4月4日12時時点で、且野原キャンパスでは「時間外労働・休日労働に関する労使協定」が締結されていません。労使協定が締結に至っていない理由は、法人と、事業場別・部局別職員代表委員会との間で協議がまとまっていないためです。

職員代表委員会の要請に歩み寄らない法人

職員代表委員会は3月22日に、以前から協議していた課題をまとめ、職場の労働条件の改善策等として、法人に対して次のとおり要請しました。

- ①労働契約が切れた労働者を再度雇う場合のクーリング期間について法の定めどおり6か月とすること。
- ②通算雇用期間が5年以内の場合は上記①のクーリング期間は適用しないこと。
- ③昨年度の賃金削減分と文科省提示額との差額が返還されていない点について、「学長による質疑時間をとった丁寧な説明会」を至急開催すること。その際、学長自らが約束した返還額、返還方法、来年度の方針を説明し、あわせて職員からの質疑に対し、職員にわかりやすく丁寧に回答すること。
- ④職員代表委員会が作成した意見書を経営協議会に資料として配布して説明すること。
- ⑤職員代表委員会の意見書や資料について、学内イントラにファイル添付ができるようにすること。

これらの改善策等の要請に対して、法人が事実上のゼロ回答を繰り返すなかで、労使協定更新の期日を迎えました。この間に法人はゼロ回答のうえ、改善策等を実施できない理由さえ明示していません。そのため、協定締結の協議がまとまらず、現在に至っているのです。

法人は職員代表委員会の要請を真摯に受け止め、 合意形成にもとづく労使協定を締結せよ

職員代表委員会から労使協定締結の条件として法人に要求している事項は、いずれも妥当かつ実現可能なものであると組合は理解しています。一切の善処がないまま、労使協定締結のみを迫る法人の姿勢にみなさんも疑問を抱かれていることでしょう。

団体交渉の場においても、近年の法人は組合からの要請に対し前向きに対処したケースがほとんどありません。どうして法人は一切の譲歩を拒むのでしょうか。労働者の意見や要請を真摯に受けとめ最大の善処に努めることは法人の最も大切な仕事の一つではないでしょうか。

現在、職場は、岩切理事名の「注意喚起」の通知もあり、不安定な業務体制になっています。この不安定な状態の原因を解消するために、使用者である法人は職員代表委員会の要請を真摯に受け止め、合意形成にもとづく労使協定締結に向けた努力をするべきです。